第八条第九号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十一条第五項及び第二十九条第一項第二号中「第十三号」を「第十四号」に改める。

（測量法の一部改正）

第百四十三条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の六第一項第一号を次のように改める。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十五条の六第一項第四号中「又は成年被後見人」を削る。

（国際観光ホテル整備法の一部改正）

第百四十四条　国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、「受け」を「受けて」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「前三号」を「第三号から前号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　申請者が心身の故障により次条第一項に規定する登録ホテル業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものであるとき。

第十六条第一項第一号中「第七号」を「第八号」に改める。

第十八条第二項中「同項第七号」を「同項第六号中「次条第一項に規定する登録ホテル業」とあり、並びに第十六条第一項及び第二項中「登録ホテル業」とあるのは「登録旅館業」と、第六条第一項第八号」に改め、「、第十六条第一項及び第二項中「登録ホテル業」とあるのは「登録旅館業」と」を削る。

（建築基準法の一部改正）

第百四十五条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第一号中「点検（」の下に「次項第四号及び」を加え、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項に次の一号を加える。

四　心身の故障により調査等の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十二条の二第三項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第十二条の三第四項中「と、」の下に「同項第四号及び」を加える。

第十八条の三第一項中「第七十七条の六十二第二項第一号」を「第七十七条の六十二第二項第三号」に改める。

第七十七条の十九第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第七号中「第七条第五号」を「第七条第四号」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号に次の一号を加える。

九　心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第七十七条の三十五の三第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第七号中「第七条第五号」を「第七条第四号」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　心身の故障により構造計算適合性判定の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第七十七条の三十七第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第三号中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第七十七条の五十九第二号を削り、同条第三号中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第二項」を「第二項第三号から第五号まで」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第七十七条の六十二第二項第二号」を「第七十七条の六十二第二項第三号から第五号まで」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第七条第五号」を「第七条第四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十七条の五十九の二　国土交通大臣は、心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものについては、第七十七条の五十八第一項の登録をしないことができる。

第七十七条の六十一第二号を削り、同条第三号中「第七十七条の五十九第三号、第六号又は第七号」を「第七十七条の五十九第二号、第五号又は第六号」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三　心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない場合に該当するものとして国土交通省令で定める場合に該当するに至つたとき　本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

第七十七条の六十二第一項第二号中「前条」の下に「（第三号に係る部分を除く。次号において同じ。）」を加え、同項第三号中「同条各号のいずれか」を「同条第一号又は第二号」に改め、同条第二項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　前条（第三号に係る部分に限る。次号において同じ。）の規定による届出があつたとき。

二　前条の規定による届出がなくて同条第三号に該当する事実が判明したとき。

第七十七条の六十六第二項中「第七十七条の五十九、」の下に「第七十七条の五十九の二、」を加え、「第七十七条の五十九第五号及び第七十七条の六十二第二項第三号」を「第七十七条の五十九第四号、第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十一第三号及び第七十七条の六十二第二項第五号」に、「同項第二号」を「同項第四号」に改める。

第百六条第一項第二号中「第七十七条の六十一（」の下に「第三号を除き、」を加える。

（建築士法の一部改正）

第百四十六条　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「第九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第七条第二号を削り、同条第三号中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第八条第一号中「禁錮（こ）」を「禁錮」に、「前条第三号」を「前条第二号」に改め、同条第二号中「前条第四号」を「前条第三号」に改め、同条に次の一号を加える。

三　心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの